

令和6年度 (自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

入会金・会費(年会費及び特別会費)の額及び徴収方法

(定款第8条)

1. 入会金の額 (消費税は非課税)

新規入会、事業譲渡等により経営組織体を変更した場合の入会について

- (1) 資本金(出資金)が5,000万円を超える法人 …… 200,000円
- (2) 資本金(出資金)が5,000万円以下の法人 …… 150,000円
- (3) 個人事業者、及び行政機関、学校法人など …… 100,000円

2. 年会費の額 (消費税は非課税)

会費の区分	年会費の額(年額)
正 会 員	10,000円
賛 助 会 員	8,000円

年度途中の入会については、月割計算により徴収する。

ただし、端数は小数以下を切り捨てて計算する。

3. 特別会費(能力割会費)の額 (消費税は非課税)

車両検査受能力割会費 …… 1両につき、250円

継続検査等を実施した車両について対象とする。

ただし、完成検査終了証による現車呈示省略分を除く。

4. 入会金、年会費、特別会費の徴収方法

(1) 入 会 金 …… 入会時に徴収する。

(2) 年 会 費 …… 令和6年5月末日までに一括徴収とする。

(3) 特別会費 …… IC会員カードへのチャージ、適合証及び車両検査審査票交付の都度賦課徴収する。また、電子保安基準適合証により手続きするものにあつては、当該システム利用料徴収の際に併せて徴収する。